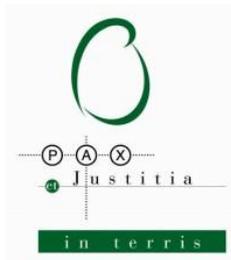


CATHOLIC DIOCESE OF NAGOYA
2-6-35 AOI HIGASHI-KU
NAGOYA, 461-0004 JAPAN
TEL :81-52-935-2223
FAX :81-52-935-2254
EMAIL:curia@nagoya.catholic.jp



カトリック名古屋教区
461-0004 名古屋市東区葵 2-6-35
電話 : 052-935-2223
ファックス : 052-935-2254
Eメール : curia@nagoya.catholic.jp

2021年11月12日

教区の皆さま

教区司教 松浦悟郎

新型コロナウイルス対策について (16)

+ 主の平和

先月より新型コロナウイルスの状況は一気に改善し、感染者が激減するという現象が起こっています。ワクチンを中心とする感染防止対策が功を奏してきたのか、あるいは「ウイルスの自滅」なのか、さまざまな憶測が飛び交っていますが、専門家でも明確な理由が分からないのが現状です。もちろん、このまま終息するとは考えられず、年末には毎年のインフルエンザと重なって第6波が来るのではないかとの考えもあります。しかし、いわば「感染症減少期」(下記参照)にあたっては緊急事態宣言発令中と同じ対応を取る必要もないように考えられます。そこで、この状況下の中では以下のようにしたいと思います。

ミサではこれまで通り3密を避ける対策を取りつつ、司祭と会衆が通常のやり取りをしたり、聖歌も歌うことができます。その場合、マスクをしたまま通常よりは静かに声を出すことを心がけて下さい。ミサ後の交流や集まりもマスクをした上で、少しずつ行っていくことも可能です。

ただし、感染が増えてくる「③国内における感染症の流行継続」の場合にはそれに合わせて対応して下さるようお願いいたします。その場合、小教区の置かれた地域性や環境(聖堂の大きさ、人数など)によって状況も異なるので、判断は小教区として行うようにしてください。外国語のミサも小教区の方針に従うようお願いいたします。

再度緊急事態宣言が発出された場合は、対策(14)に従ってください。

祈りのうちに

「日本カトリック教会における感染症対策ガイドライン」(2020年11月1日)より国内感染だけを抜き出し段階別にした。

① 国内における感染症の発生時及び国内における感染症の減少期

国内において感染者が確認されているが、国や都道府県による緊急事態宣言や営業・移動の自粛要請が出されていない段階。

② 国内における感染症の感染拡大

国内において感染症の感染が拡大し、行政による緊急事態宣言や営業・移動の自粛要請が出された段階。

③ 国内における感染症の流行継続

緊急事態宣言、営業・移動の自粛要請は解除されているが、依然として感染症が流行し続けている段階。